

月報 平成29年 2月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

12月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は131人となり、前月比で10.1%増加し、前年同月でも11.0%増加した。
- ・月間有効求職者数は675人となり、前年同月比で8.3%減少した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は275人となり、前年同月比は、パート求人では6.8%増加したが、一般求人では10.5%減少し、全体として6.1%の減少となった。
- ・また産業別の前年同月比は、建設業、飲食店・宿泊業、医療・福祉分野が減少し、製造業、卸売・小売業が増加となった。
- ・月間有効求人数は766人となり、前年同月比で3.0%減少した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月比で0.06ポイント高い1.13倍であった。なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.08倍、パートの有効求人倍率が1.28倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一 般 職 業 紹 介 状 況 平成28年12月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	131	10.1	11.0
	うち男	71	39.2	10.9
	うち女	60	▲ 11.8	11.1
	年齢別			
	～44歳	63	▲ 10.0	3.3
	45～54歳	26	36.8	44.4
	55歳～	42	40.0	7.7
	月間有効求職者数	675	▲ 4.8	▲ 8.3
	うち男	349	2.6	▲ 7.2
	うち女	326	▲ 11.7	▲ 9.4
年齢別				
～44歳	326	▲ 6.9	▲ 14.7	
45～54歳	120	▲ 2.4	1.7	
55歳～	229	▲ 3.0	▲ 3.0	
求 人 関 係	新規求人数	275	▲ 3.2	▲ 6.1
	主要産業別			
	建設業	69	32.7	▲ 20.7
	製造業	42	▲ 12.5	31.3
	卸売・小売業	24	▲ 17.2	71.4
	飲食店・宿泊業	17	▲ 62.2	▲ 52.8
医療・福祉	65	62.5	▲ 11.0	
月間有効求人数	766	▲ 5.0	▲ 3.0	
就 職 関 係	紹介件数	214	▲ 15.1	39.9
	うち男	126	▲ 6.0	41.6
	うち女	88	▲ 25.4	37.5
	就職件数	68	▲ 22.7	▲ 2.9
	うち男	31	▲ 22.5	3.3
	うち女	37	▲ 22.9	▲ 7.5

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

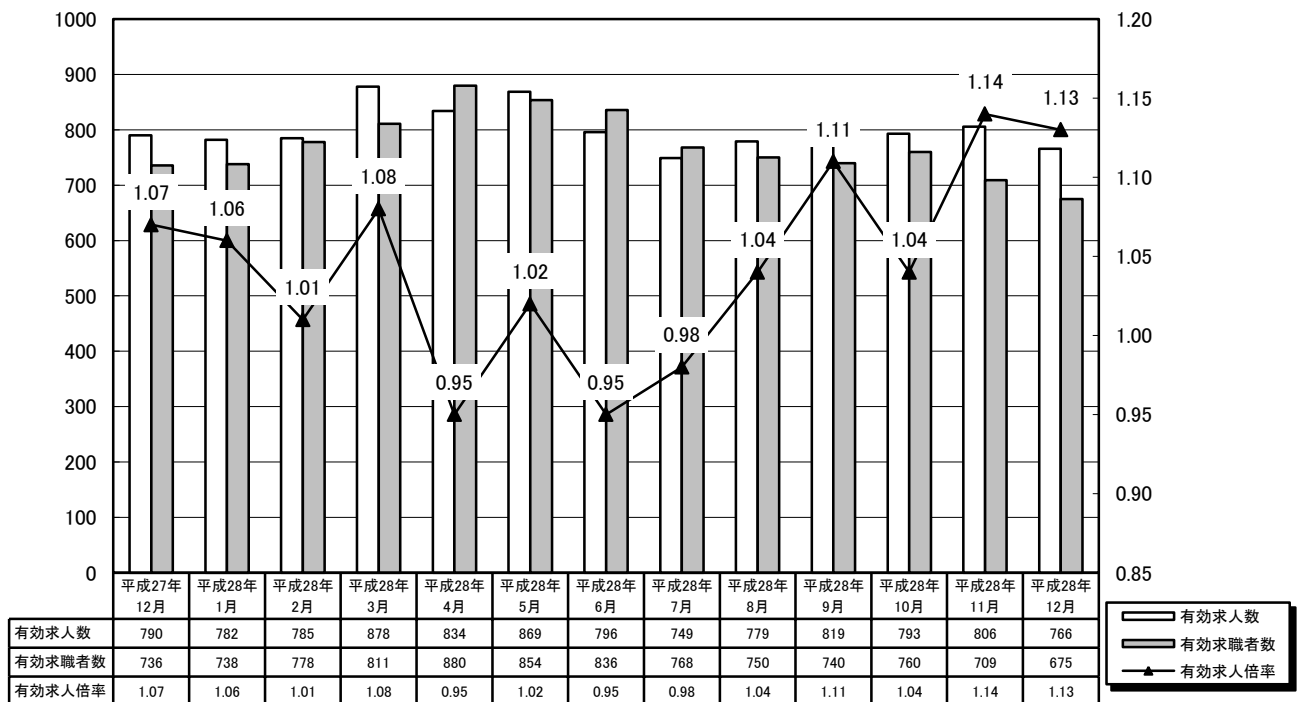
雇 用 保 険 取 扱 状 況 平成28年12月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	802	799	789	
	資 格 取 得 者 数	91	73	102	
	資 格 喪 失 者 数	109	91	109	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,941	10,965	11,251	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	30	41	28
		受給者実人員	165	178	153
		支給金額(千円)	17,921	22,712	18,465
	高齢	受給者数	3	6	4
		支給金額(千円)	706	1,020	914
	特例	受給者数	19	0	14
		支給金額(千円)	3,398	0	2,625
	再就職 手 当	支給人員	15	13	7
		支給金額(千円)	4,862	4,170	1,585

労働市場の動き（平成28年12月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

- ① 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- ② 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

⇒ 雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要です

- ③ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

⇒ 届出は不要です

（※）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用される被保険者

◎一週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込みがあることが雇用保険の適用要件となります。

◎雇用保険被保険者資格取得届の提出期限は、①の場合は雇用した日の属する月の翌月10日まで、②の場合は平成29年3月31日までとなります。

詳しくはハローワーク白石(TEL0224-25-3107)へお問い合わせ下さい。

～「魅力ある職場づくり」の取り組みのために～

職場定着支援助成金を活用しませんか

- 厚生労働省では、雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ)）の導入等を通じて、離職率低下に取り組む事業主への職場定着支援助成金による支援を実施しています。
（平成27年度は延べ**5,485件**の助成金の申請がありました）
- 利用者からは「従業員が、（健康づくりの）制度があることにより、安心して働くことができる」「就業規則の整備等により、労使間の信頼関係が構築できた」^{（※）}といった声をいただいています。（※平成27年度 厚生労働省調査より）

職場定着支援助成金を活用した事業主さまからの声

評価・処遇制度の導入効果

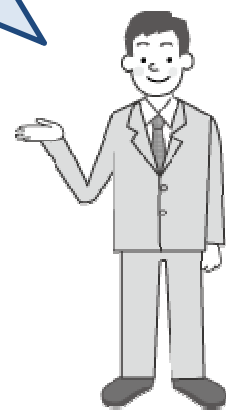
- ・評価者となることで、管理者としての意識が高まった。
- ・従業員の意識変化および意欲の向上につながった。
- ・就業規則の整備等により、労使間の信頼関係が構築できた。

研修制度の導入効果

- ・事業所の人材育成への注力を感じた従業員のモチベーション向上につながった。
- ・従業員のスキルアップにつながった。
- ・事業所における研修の必要性を再認識した。
- ・新卒の定着率が向上した。
- ・人材育成を行っていることをアピールすることで、他社と差別化することができ、より人材が集まりやすくなった。

健康づくり制度の導入効果

- ・従業員が、制度があることにより、安心して働くことができる。
- ・会社への信頼感が増した。
- ・健康管理の意識が向上した。
- ・採用説明時に健康制度の存在をアピールでき、安心して入社してもらえる。
- ・労働環境の向上につながる。



◆ 職場定着支援助成金（個別企業助成コース・雇用管理制度助成）の助成額

制度を導入した場合に**10万円**を助成するほか、雇用管理制度の運用を経て離職率低下目標を達成できた場合に**60万円**を助成します。

※職場定着支援助成金では、この他に、従業員の身体的負担軽減のために介護福祉機器の導入等を行った場合の助成、介護または保育事業主が賃金テーブルの整備を行った場合の助成を行っています。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053276.html>